長崎地方最低賃金審議会第１回専門部会議事録
（令和８年７月３１日　午後４時 40 分～午後５時 40 分）　部会１

１．開会 江上補佐	ただ今から、「長崎地方最低賃金審議会　第１回専門部会」を開会いたします。 委員の皆様におかれましては、第２回本審に引き続いての開催となりますが、よろしくお願いいたします。 議事に入るまでの間、事務局で司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 まず、専門部会の委員の出席状況について、報告させていただきます。本日は、専門部会委員９名の内、９名の委員にご出席をいただいておりますので、審議会令第６条第６項の規定に基づく、専門部会開催に必要な定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。
２．　議題 部会長・部会長代理の選出	
江上補佐	それでは、「部会長・部会長代理の選出」に移らせていただきます。 部会長、並びに部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第４項により、「公益委員の内から委員が選挙する」ことと規定されております。 従前から、公益委員の皆様にご協議いただき、部会長、並びに部会長代理の候補者を選出し、部会の承認を得て、決定しているところでございますが、本年度におきましても同様の取り扱いでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	＜異議なし＞
江上補佐	ありがとうございます。 それでは、本年度の協議の結果につきまして、事務局より報告いたします。
木場室長	先般、公益委員の皆様でご協議いただいた結果、お手元に配布しております資料１ページの「長崎県最低賃金専門部会委員名簿」（案）のとおり、林委員を部会長、伊東委員を部会長代理の候補者として選出する公益委員案をお預かりしております。
江上補佐	ただ今、報告申し上げましたように、部会長を林委員に、部会長代理

	を伊東委員に、お願いすることとしてよろしいでしょうか。
各委員	＜異議なし＞
江上補佐	ご異議がないようですので、当専門部会の部会長に林委員を、部会長代理に伊東委員を選出することにつきまして、ご了承いただいたことをご報告いたします。 それでは、林部会長にご挨拶をいただきまして、以後の議事進行をお願いいたします。
３．部会長挨拶 林部会長	ただ今、専門部会長に選出されました林です。よろしくお願いいたします。 委員の皆様のご協力をいただきまして、円滑に審議を進めさせていただきたいと思います。また、全会一致の結論が得られますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。
４．議題 （１）長崎県最低賃金基礎調査結果等について 林部会長	それでは、議題の（１）、「長崎県最低賃金基礎調査結果等」について、事務局より説明をお願いします。
木場室長	それでは、お手元に配布しております別冊資料の「長崎県最低賃金基礎調査結果」をご覧ください。 この資料は、令和８年の「最低賃金基礎調査」の「総括表」です。 まず表紙の次のページになりますが、右上の方の欄外に、「産別適用除外含む全労働者」とありますように、全産業の全労働者を対象としたものであり、一番上の段を見ていただきますと、左側から、「規模別」、「地域別」、「年齢別」の集計結果を表示しております。 左上の「合計欄」にある 188,064 という数値は、復元した労働者数です。 １円毎の刻みに、各行の累積労働者数と累積構成比が示されておりますが、５ページの１行目の 1,140 円から 1,149 円までは 10 円毎の刻み、1,200 円から 1,999 円までは 100 円毎の刻みとなっております。

	表の左から３番目の列に「規模別」とありますが、９人まで、29 人まで、99 人までと、３つの区分に分けて示しております。 なお、労働者数 100 人以上の事業場は調査の対象外としております。 また、一番右の列に「年齢別」とありますが、ここには、年齢ごとの分布を示しています。 ６ページの「最低賃金基礎調査結果（労働者による復元）」につきましては、先程説明しました「総括表」の左から１列目、２列目に記載されております数字を、見やすく「一覧表」にまとめ直したものです。 ８ページのグラフにつきましては、先程の「総括表」の数字をグラフに直したものです。但し、横軸の金額の刻みについては、１円ではなく 10 円毎の刻みとなっておりまして、1,100 円以上のところは、100 円毎の刻みとなっております。 「棒グラフ」は、それぞれの金額の範囲の「労働者数」、「折れ線グラフ」は、「累積度数分布」となっております。 この棒グラフを見ますと、最初の労働者の山が、最低賃金近傍である 1,031 円から 1,039 円の範囲の賃金額のところに見られ、次の山は 1,050 円から 1,059 円の賃金額も山が見られます。 1,100 円以上のところの山は、先程説明しましたように、100 円毎の刻みとなっておりますので、棒グラフが一気に高くなっています。 次の、９ページの資料につきましては、「最低賃金引上げ額・率と影響率の関係」を表したものです。表の上から４段目には、「未満率」が記載されておりますが、今年度の未満率は 3.5%となっており、これは、時給 1,031 円に達していない労働者が、統計上、全体で 3.5%いると言うことを示しております。 この表は、現在の最低賃金である 1,031 円から、１円毎に 80 円まで引上げた場合、どの程度、影響する労働者数がいるかを、「影響率」と「未満労働者数」で示したものとなります。 具体的には、仮に長崎県最低賃金を目安どおり 56 円引上げて 1,087 円とする場合、影響率は 30.0%、未満労働者数は 56,509 人いるという見方になります。 以上が「基礎調査」の結果となります。 続きまして、資料の 81 ページ、資料番号４をご覧ください。毎年、１月から３月にかけまして、「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導」を行っておりますが、この資料は、その結果を取りまとめたものです。 続きまして、83 ページの資料番号５「長崎労働局業務改善助成金の実績」をご覧ください。 この資料は、長崎局における令和２年度から令和７年度までの「業務改善助成金」の申請件数、交付件数等を一覧表にまとめたものです。ま

	た、交付件数の地域別内訳もわかるように作成しています。 84 ページの表は、平成 27 年度以降令和７年度までの全国の申請件数、交付決定件数を月別に一覧表示したものです。 85 ページの資料番号６は､長崎市の消費者物価指数の推移になります。 長崎県最低賃金基礎調査結果等についての説明は以上となります。
林部会長	はい、ありがとうございました。 ただ今、事務局より説明がございました「基礎調査結果」等について、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。
中島委員	基礎調査結果６ページの関係で 1,030 円以下の未満率の労働者がおられるというのは、この方々はどういう労働者なのでしょうか。
木場室長	あくまでも統計調査の調査結果ですので、具体的な労働内容、業種的にどのような労働者の方がいるかまでは把握できておりません。
種村委員	例えばＡ型とかＢ型とかあるいは試用期間中の労働者とか多いとかではありませんか。
岩根委員	一番は使用者側が最低賃金の額に気が付いてなかった。 結果として、調査に 1,030 円などと書かれているわけです。実際はわからないが、調査に記載されているデータを使用するということですよね。 小さな企業の事業主さんとかは、最低賃金に気が付ない事業主もいらっしゃると思います。若干数字が大きめなとは思いますが。
中島委員	先日求人募集で 1,031 円を下回っている求人を見ました。
岩根委員	貼っている求人募集のチラシを見ても時々あります。
中島委員	ありがとうございます。
林部会長	その他、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。
深浦委員	指導結果の 81 ページですけど､令和６年と令和８年を比べると監督件数が２倍になっているのですが、監督件数というのはどういったことでしょうか。

木場室長	監督署にて事業場が最低賃金を履行しているかどうか行う調査です。事業場の方に監督署に来署いただき賃金台帳等にて最低賃金が守られているかを調査しています。
松野部長	一般の監督指導で、監督署に集合監督といって何社か集まっていただき、賃金台帳等を持ってきてもらって、全部計算をした上で、最低賃金に達していない事業場には是正指導をした結果です。
深浦委員	監督件数が増えているということは、労働局としても疑わしいと思ったのが多い。来署依頼をした事業場が多いということですね。
木場室長	業種にもよりますが、基礎調査の総合的なデータを監督署へ提供し、監督署にて業者や事業場を選定しまして、呼び出しの調査を行っています。
峯下委員	違反している実績を見たら、やっぱり動きますよね。
岩根委員	違反しているのではなくて、「可能性が高い」という話で見るわけです。 この２年間で監督件数は倍になっています。当然影響率がすごく高い、今年の影響率でも 30%、去年も 30%以上だと思いますけど。 経営側からすると、これ以上は払えない、限界に近付いている企業は必ずあります。よく言われているエッセンシャルワーカーの世界、そこらへんは相当きついはずです。
林部会長	その他、ご質問、ご意見等よろしいでしょうか。
各委員	＜質問等なし＞
（２）長崎県最低賃金の改正について	
林部会長	それでは議題（２）、「長崎県最低賃金の改正について」でございます。 最低賃金法第９条第２項の３要素、本審で行われた参考人意見聴取、事業場書面によるヒアリング結果、先程の議題の（１）の長崎県最低賃金基礎調査結果等をはじめ各種の統計調査結果や資料などを踏まえ、第２回本審において伝達がありました中央最低賃金審議会の目安に関する

	公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を参酌しつつ、最低賃金法第１条の目的に沿い、長崎県最低賃金の改正の審議を行い、可能であれば全会一致の結論を得たいと思っています。 専門部会の委員の皆様どうぞよろしくお願いします。 それでは、議事に入る前に、事務局より、全国の状況について何か情報があればご説明をお願いします。
木場室長	現時点におきまして、今始まったばかりですので、他局の状況等についてお伝えできるものは何もございません。
林部会長	ありがとうございます。 では議事に入りたいと思います。 本日は、第１回目の専門部会ですので、まず、労使双方から本年度の審議に向けた基本的な考え方、また、可能でしたら具体的な今後の協議の出発点となり得る金額提示をいただければと思っております。 よろしいでしょうか。 それでは慣例に従いまして、労働者側委員からお願いいたします。
津﨑委員	それでは、私の方から労働者側を代表して発言させていただければと思います。 今回の専門部会に当たって、我々の基本的な考えを述べさせていただきたいと思います。 まず、連合全体における今年の春季生活闘争においては、３年連続で５％台を超える賃上げ結果となり、額については昨年をさらに上回る成果が報告されております。 我々連合といたしましては、2024、2025 春季生活闘争での５％台の高い賃上げ水準結果を踏まえ、今期 2026 春季生活闘争では「賃上げが当たり前の社会を実現する正念場」と位置付け、取り組んできたところでございます。 結果として、多くの労使で問題意識を共有できたことが、３年連続５％台という賃金引上げにつながったものと認識しております。 一方で、この成果は労働組合に組織化された労働者の賃上げ結果であり、県内全体で見ると限定的であると言わざるを得ません。 労働組合のない職場で働く労働者に対しても、最低賃金の大幅な引上げを通じ、連合の賃上げ結果を波及させる必要があり、最低賃金法第１条の目的を踏まえ、審議を進める必要があると考えております。 その上で、まずは物価を超えて生活を改善していくことが重要という点についてお話したいと思います。

	昨年の最低賃金改定においては、目安を上回る引上げが行われたものの、現在の最低賃金は絶対額として、最低生計費を賄えていないと考えております。 近年の消費者物価指数は、上昇率が鈍化傾向にあるものの、７月からは食料品目が値上げされるという報道もあり、中東情勢の悪化を背景に、最低賃金近傍で働く方々の生活は苦しくなっていると考えております。 ８月、９月以降も食料品を中心とした値上げが見込まれる中、審議においては労働者の生活実感をいかに汲み取るかという点が、極めて重要であると考えております。 労働者側としては、生計費を重視した改定額を追求していきたいと考えております。 次に地域間格差是正の必要性、また自主性の発揮についてです。 昨年の改定において、Ｃランクすべての県で目安を７円から 18 円を上回る大幅な引上げとなり、全国でも目安を大幅に上回る引上げ結果となったことを踏まえ、中央より考え方の整理が今回示されておりますが、地域実態と乖離した引上げ額を導き出すことは、我々も適切ではないと考えているものの、経済力の比較、他県への人口流出の懸念という観点からの論議は最低賃金法第１条の目的を踏まえると、三要素とは関係のない議論と切り離されるものではないと考えております。 むしろ、九州Ｃランクにおいては、 隣県との競争が強まったという認識もあり、毎年労働側として主張していますが、地域実態を踏まえた上で、人口流出など本県の課題解決に向けても、自主性を発揮し、 九州他県、 隣県も意識した引上げ額で県民へ強いメッセージを示すべきと考えているところでございます。 次に、1,500 円に向けた確実な引上げの観点でございますが、先般閣議決定されました基本方針において、最低賃金の全国平均 1,500 円の引上げについては、「遅くとも 2030 年代前半できるだけ早期に達成する」という時期の見直しについて明言があったものと理解しております。 我々としては、地域別最低賃金は生存権を確保した上で、労働の価値、対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げなければならないという基本スタンスは、変わるものではありません。 毎年訴えておりますが、現在の最低賃金は、我々連合が示すリビングウェイジを下回っており、絶対額として最低生計費を賄えていないと考えています。 昨年の改定以降も消費者物価指数は上昇局面であり、最低賃金近傍の労働者、世帯年収の低い層の生活は、間違いなく圧迫されていると考えております。 昨年、連合が長年目標としておりました「誰もが時給 1,000 円」を達

	成することができた中、今後はさらにギアを上げていく必要があるという認識でございます。 　次に、労務費の価格転嫁は道半ばであるということと、それに加え中小零細事業者への支援の必要性でございます。 　今回の資料にもありましたが、日本銀行長崎支店の７月金融経済概況では、県内景気は緩やかに回復しているという状況が示されており、６月短観における 2026 年度の見通しも前年度を上回っており、労働者側としては、通常の支払い能力については問題ないと考えております。 　あえて、課題として挙げるとすれば、連合長崎の賃上げ結果でも、中小企業のなかでも格差が生じていることを注視しているというところでございます。 　中小零細の賃上げ格差を縮めるには、賃金引上げの環境整備として我々が一昨年から共有しておりました労務費の価格転嫁が重要であり、絶対条件という認識でございます。 　むしろ、価格転嫁が思うように進んでいない中小零細企業にとっては、最低賃金改定そのものが労務単価の積算根拠となり、価格転嫁の交渉材料になり得るとも考えております。 　また、これまで審議会においてはＢtoＢに加え、ＢtoＣの重要性を共有してまいりましたが、連合長崎としても、先般開催されました長崎県地方版政労使会議において、消費者の意識を変える必要性を求めてきたというところでございます。 　加えて、中小零細事業者への支援はさらに強化していかなければならないと考えており、本審議会としても国や行政に対して強く働きかけるべきであり、私たちも一緒に取り組んでまいりたいと考えております。 　以上の考え方を踏まえ、基本的には連合が考える最低生計費であるリビングウェイジ、現在 1,150 円、長崎県における目指すべき水準であるという認識でございます。 　とは言いましても、今回示された 56 円という目安と、その審議経過についても十分参酌し、法定発効日も意識しつつ、県内の経営状況、働く者の状況、家計に与える影響なども、多角的に検討した上で金額提示につきましては次回以降とさせていただければと思います。 　以上でございます。
林部会長	ありがとうございました。 　それでは、他の労働者側委員の方から補足等ありますでしょうか。
労働者側委員	＜補足等なし＞

林部会長	よろしいでしょうか、ありがとうございました。 それでは、使用者側委員から、お願いいたします。
峯下委員	まず、昨年の長崎地方最低賃金審議会では、目安に 14 円を上乗せした 78 円アップになりました。これは、昨今の物価高に伴う労働者の家計への配慮が最優先され、使用者の企業経営に関わる人件費増、物価高への直接的な配慮がなくて、使用者側としては大変不本意な結果でした。 本日ご紹介ありました「長崎県飲食観光業盛り上げ隊」の意見書にもありましたけど、この文面見たらわかりますが、中小・小規模事業者は昨年だけではありませんが、悲鳴を上げているというのが冒頭にまず書かれています。事務局からの説明にはありませんでしたが、非常に泣きが入った文面が書かれています。 先ほども話がありました今年 1 月に開催された地方版政労使会議では、各経済団体の方は大幅な引上げに対して懸念を表明していますという発言が相次ぎました。 具体的には、「倒産する前に廃業を考えている会員企業が結構いる」と説明された団体もありました。 次に、長崎県の景気についてですけど、先ほど津﨑委員からお話があった日銀長崎支店が７月 17 日に公表した長崎県金融経済概況によれば、「県内景気は緩やかに回復している」とありますが、先行きについては企業の人手不足感の強まりと賃金・価格設定の行動、金利上昇に伴う企業・家計の動向のほか、中東情勢の展開、金融為替市場、それと長崎県の当地の経済や物価へ及ぼす影響をよく注意していかないといけませんよと釘を刺しております。 それと一方、財務省福岡財務支局長崎財務事務所が６月 11 日に公表した法人企業景気予測調査（令和８年４月～６月期調査）の長崎県の概要です。 それによると、企業景況判断は全産業集計でマイナス 2.9 ポイントと出ております。 そういった景況の現状判断は全産業の集計で引続き「下降」超という表現にまとめられております。この景況判断は規模別で、中小企業においてはマイナス 5.4 ポイントとなっています。 それと気になる点ですけれども、県内全産業の集計で令和８年度見込みでの売上高は前年比 4.3%増とありますが、ところが経常利益を見ると、前年比マイナス 40.0%の減益見込みと謳われております。 次に、倒産関係です。 ７月９日の長崎新聞に東京商工リサーチ長崎支店が、７月８日に発表した今年上半期（1 月～6 月）の長崎県内企業倒産件数・負債額は 1,000

	万円以上ですけれど、29 件と書かれていて、これは前年同期より８件増とありました。それと、同じく長崎支店によれば、人件費や燃料費の経費増で収益を圧迫している企業が散見されると書いてあります。 加えて今後の見通しについては、「経営体質が脆弱な企業を中心に、徐々にではあるが廃業や倒産が増えてくる可能性が非常に高い」とみているという新聞記事でした。 次に、価格転嫁関連です。 第１回本審で配布いただいた資料№.３の 83～86 ページですが、全国版の価格転嫁関連資料によれば、コスト全般における転嫁率は 53.5%、そのうち労務費の転嫁率は 50.0%にとどまっています。昨年の状況より、わずかに転嫁率は 1%程度で、これだけ頑張って、労側も使用者側も行政も民間も価格転嫁やるのだとＢtoＢもＢtoＣもやるのだと言っているのに、去年と比べてわずか１％しか上がってないです。 これは奥深い根本的な問題だと思っています。 コスト上昇分すべてを転嫁できない企業はやはり多くて、非常に困っている状態というのがこの数字からもわかります。 今日の事務局の説明でもありましたが、原材料費や労務費というものは、一度上昇して終わりじゃないのです、生き物なんです。常に上昇しているもので、順次上がっている状況で、急激なコスト上昇分の価格転嫁がなかなか追いつかないのが実態にあるのではないかと思います。 そもそも価格転嫁をしづらいところもありますが、価格転嫁をやっているところでも、継続的な上昇に追い付いていない状況もあります。価格転嫁は行政、経済団体、連合も含めてですけど、色んな対策を講じて機運醸成や啓発に取り組んでいますけど、かような状況で奥深い難しさを感じています。 以上を踏まえて、使用者側の見解を述べさせていただきます。 規模や業種によっては業績好調な企業もあります。 その一方で、二極化のイメージではありますが、物価高や最低賃金を含めたところの人件費コスト増を十分に価格転嫁できず、厳しい経営環境に置かれている中小企業が多いことを認識しておく必要があります。 それと、資本金が小さい企業ほど労働分配率が高いので、例えば資本金 1,000 万円以下の企業では、労働分配率が 80%との調査結果もあります。 価格転嫁が十分できていない状況の中で、すべての企業に一律で適用されるのが最低賃金なので、過度に引上げることは中小企業の経営をさらに圧迫することになります。 賃上げとか最賃を含めアップの方向ですけど、適度な上昇が良いのではないかと申しあげたいと思います。 別の観点からですけど、企業を苦しめている一つの要因が、中東情勢

	や世界情勢の影響が出て、経営の不安要素がありますので、審議の中ではしっかり見ていかないといけないと思います。 倒産の状況はデータが出ますけれども、先ほども触れたとおり、倒産する前に事業をやめる自主廃業を検討せざるを得ない企業が多いということも懸念しております。 以上のことから、使用者側としては、最低賃金が昨年だけではなく近年大幅に上昇してきたことを含めて、中小・小規模事業者の苦しい経営状況を踏まえて本年も審議に臨みたいと思います。 本日時点での金額提示はいたしません。 以上でございます。
林部会長	それでは、他の使用者側委員の方から、補足等はございませんか。 よろしいですか。
使用者側委員	＜補足等なし＞
林部会長	私の方でメモさせていただいたのを確認させていただきます。 金額提示についてですが、労働者側からは「次回以降提示したい」、使用者側からは「本日は提示しない」ということだったと思います。 まず労働者側のご主張ですけれど、生計費を最も重視すべき材料であるということ。1,150 円を目指したいとおっしゃっていたと思います。加えて、格差是正についても視野に入れているというご発言がありました。 日銀の発表については、労働者側委員からは「支払能力については問題ないのではないか」という解釈でしたけど、今度は使用者側からの主張と絡みますが、使用者側からは「支払能力、目先はあるかもしれないけれども、長期的には警戒しなければいけないし、厳しい面がある」という解釈だったと思います。 加えまして、使用者側委員からは、倒産ではなく自主廃業、あるいはそれに向けての懸念が声として上がっているとおっしゃっていただきました。 とにかく価格転嫁が難しい、もしくは出来ていないことで、経営を圧迫しているので、支払い能力には重大な支障がある、懸念があるというご意見だったと思います 各種資料を参照されながらおっしゃっていただいたので、意見が分かれるところもありましたが、きちんとご説明いただけたと思います。 それでは全体会議の場におきまして、労使双方からそれぞれご意見、ご質問等ございましたらおっしゃっていただければと思います。

	よろしいでしょうか。
種村委員	今後審議を進めていく中で、労側としては法定発効日を意識しつつ、基本的にはこれまで同様、このスタンスでやってきましたけど、全国的に発効日がかなりばらつき、指定日発効がどんどん出てきた状況がありました。 中賃の意見なども踏まえれば、やはり基本的には法定発効を基本に進めていくべきだと思いますし、そうしないとなかなか金額がぶれてくるというか、使側のお考えもあられるでしょうけれど、最終的にというのはありますが、基本的には法定発効です。 審議を進めていく上で、基本的なスタンスを主張させていただきたいと思います。
林部会長	もし、使用者側から発効日に関してお考えがございましたら。
吉野委員	前回の時に発効日と賃金額というので、ぶれていたというのがありました。 最低賃金額については、３要素をしっかり議論して額を決めるというのがあって、発効日については今おっしゃった法定発効日がありますけど、事業者側に準備期間がしっかり必要だと思っているので、準備期間というのは給与規程を変えるとか、そういう最低賃金額が上がるのであれば、それに対応するための価格交渉とか、そういう時間がどうしても必要になります。 その辺の準備時間を含めた上で、しっかり発効日の議論をしていただきたいと考えています。
岩根委員	発効日に関しては、前回委員をやっていた時も労側にお願いした話ですが、発効日を１月１日にしてくれという話です。 これは、労側から賃金と直接関係のない労働時間の話じゃないかと話をされますけど、企業経営でいくと今みたいに何十円上がると、10 月１日発効したとして、３か月も繰り上がった金額の給料を払うことになります。 そうすると、扶養控除だとか納税とかの対象になってくる人が必ず出てくる。今人手不足なので、企業は結構な人に残業をお願いしたりしてギリギリでやっています。１月１日発効なら働ける時間を計算しやすいのです。 今みたいに 100 円近く引き上げたら、肝心の 12 月に、小売・卸・サービス業などで働けない労働者が出てくる。これは労働者が言っています。

	ポイントは２つ、準備の話と実労働ができなくなる問題がある。前回までは実労働ができなくなる問題を大きく我々は言ってきている。 連合の全国の会議の中でも、この話を取り上げてもらいました。結局、発効日優先で否決されていますけれど。 経営者側からすると大変な問題です。その点は、はき違えないで欲しいです。一度変えてしまえばそれでサイクルは回るわけです。 色んな賃金制度だとか、労働関係の制度を変えた瞬間に、過渡期の処置がありますけど、それを経てしまえばそれから正常になります。もう一回発効日はちゃんと話をしましょう。是非、これは企業側にとって切実です。労働側、実際に働く人にも切実な問題です。
林部会長	よろしいですか。 今使用者側委員から意見が出ましたので、改めて労働者側委員から発効日に関してのお考えがあれば。
中島委員	使用者側の考えについては、一定の理解をするものの、中賃の中でも触れられていないというのが、我々としては法定発効日にこだわろうというのが、労使共通の認識で中賃の中で進められたのではないかなという感覚があるものです。 岩根委員が言われたとおり、法定発効日の決まりがある中での取り組みになりますので、しっかり議論をして、もしそうであるならば、この事は全国に波及をさせていく仕組みを作っていくのも大事なのではないかと思います。
峯下委員	どこかで１回やると、それが毎年ルーティンにしてもらうと助かります。
中島委員	それが長崎版とするものか、全国に波及するものか含めてしっかりした議論をして。
岩根委員	県で決められますから。 だから去年実際決めているわけですよ。
林部会長	この件につきましては、事務局から何か一言あればおっしゃってください。 確か去年は年をまたがないようになどの意見があった記憶があるのですが。今年度はいかがですか。

松野部長	中央からの情報では、やはり法定発効日が重要であろうと。労働者にとって不利になるのではないかと。 今のところ、法定発効日ありきということで、我々も情報が入ってきていますし、業務改善助成金という支援策についても、申請期間が非常に短くなっているとの報告が入ってきています。
木場室長	業務改善助成金の申請期間は９月からだったと思いますが、締切日が 11 月末日か、最低賃金発効日の前日までのいずれかの早い方が実際の締切日となります。
林部会長	ありがとうございました。 金額もありますけれど、色々なご意見があると思いますので、それを労使それぞれでご相談いただければと思います。 慣例ですと個別協議していますけど、今日の段階ではそれぞれ明確な額を提示していただけていませんけど、希望されますか。
〈各委員〉	希望しません。
林部会長	あんまり材料がないので、生産的ではないかなと思いますので、今日の所は個別協議は省かせていただきます。 それでは、継続審議とさせていただきます。 ８月４日（火）の専門部会で引続き、協議をさせていただきたいと思います。
（４）その他 林部会長	それでは事務局からお願いします。
木場室長	今後の日程ですが、本日は継続審議となりましたので、次回第２回専門部会を８月４日（火）14 時から、場所は本日と同じ８階会議室で開催いたします。
林部会長	次回は８月４日（火）14 時からということで、日程説明がございました。 何か確認、ご質問等はございますでしょうか。 次の専門部会に関してよろしいでしょうか。
種村委員	審議には関係ないのですけど、意見として申し上げます。 昨年度、改定されて公労使で長崎局の方にもご足労いただいて、周知

	行動をやったのですけど、ぜひとも改定された後は、公労使で周知行動をやりたいと思っております。 　先ほど未満率もありました。あれだけ 1,031 円未満の労働者がいるということは周知不足であるのだろうなと思いますので、そういった数が減るように、改定後は公労使で取り組んでいきたいと思っておりますのでご案内の時はよろしくお願いします。
林部会長	本日の専門部会を終了させていただきます。 　なお、本日の会議の議事録の確認者としまして、公益委員は私、労働者側委員は津﨑委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。 　お疲れ様です。